

洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務企画提案競技実施要領

洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務委託に関する企画提案競技の詳細は下記のとおりとします。

記

来庁者の利便性向上と新たな財源確保を目的とする洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務（以下「本業務」という。）について、最適な事業者を選考するため企画提案競技を実施します。

1 業務概要

- (1) 業務名 洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務
- (2) 業務内容 別紙「洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務特記仕様書」のとおり
- (3) 設置期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで  
※洲本市において行政財産の使用許可の期間を更新することが適当であると認める場合は、引き続き、その期間（1 年間）の更新を申請できるものとします。なお、更新を含めた使用許可の期間は、5 年を限度とします。

2 市役所新庁舎概要

- (1) 名 称 洲本市役所新庁舎
- (2) 所 在 兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号
- (3) 開庁予定日 平成 29 年 2 月下旬
- (4) 開庁時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (5) 閉庁日（休日） 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

3 応募方法 単独企業による

4 参加資格要件及び受託者の選定方法

(1) 参加資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

- ②洲本市及び兵庫県の指名停止及び資格制限等の処分を受けていない者であること。
- ③公告日時点において、近畿圏内（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）に本社・本店（主たる営業所）又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委託を受けた支社・支店・営業所（従たる営業所）であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥公告日時点において、本社、本店、支店又は営業所が、過去5年以内で国の機関又は地方公共団体において、本業務と同種業務<sup>※1</sup>に関し、受注実績を有する事業者であること。

※1 同種業務とは、国又は地方公共団体が整備する公用・公共用施設において、本業務と同種の技術内容によって行われた業務とします。

## (2) 受託者の選定方法

参加表明書を提出した者のうち、4(1)に掲げる参加資格要件をすべて満たすものを指名して企画提案書の提出を求め、審査委員会により、本業務に最もふさわしいと判断された最優秀提案者を受託候補者として選定するものとします。

※評価基準は、「6 評価基準」によるものとします。

※企画提案競技に参加する者が一者となった場合でも選考は実施します。

※すべての応募事業者の総合評価が「60点」に満たない場合は、該当者無しとします。

## 5 企画提案競技実施スケジュール

企画提案競技の実施に係る概ねのスケジュールは、次のとおりとします。

- ①企画提案者の公募開始（公告）……平成28年12月5日
- ②資料の配布及び閲覧期間……平成28年12月5日～12月12日
- ③参加表明書等の提出期限……平成28年12月12日
- ④参加資格適否の通知……平成28年12月16日（予定）
- ⑤参加非資格者の疑義申立て期間……上記④の通知の翌日から6日以内
- ⑥質問書の提出期限……平成28年12月21日
- ⑦質問に対する回答期限……平成28年12月22日
- ⑧企画提案書等の提出期限……平成28年12月27日
- ⑨ヒアリングの実施……平成29年1月上旬
- ⑩審査委員会の実施……平成29年1月上旬
- ⑪最優秀提案者の選考（決定通知）……平成29年1月中旬
- ⑫最優秀提案者への見積依頼……平成29年1月中旬

⑬契約の締結……………平成29年1月下旬

6 評価基準

(1) 書類審査

評価項目	評価事項	配点
1. 事業所の実績	事業所としての経営規模、履行能力及び主要実績、同種業務実績内容等について評価する。	10
(1) 事業所の経営規模及び信頼性		
(2) 主要実績及び本業務と同種業務の実績		
2. 配置予定技術者の資格、実績等	管理技術者、担当技術者等の資格、経験、業務実績等が豊富な場合に優位に評価する。また、業務実施体制が、本業務の内容に合致したものとなっている場合に優位に評価する。	
(1) 配置予定技術者の実績		
(2) 業務実施体制		
(3) 安全管理への取り組み		

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

3. 実施方針	本業務を実施する上で、設定した4つのテーマに対する提案内容について、 <u>的確性</u> 、 <u>独創性</u> 、 <u>実現性</u> を考慮して総合的に評価する。	60
テーマ① 案内板の仕様について (構造、デザイン、掲載情報案、電源投入方法、電力使用量等の明示。周辺案内地図、庁舎内案内図、広告板等のそれぞれの寸法が分かるものであること。)		
テーマ② 業務全体のスケジュール、設置方法及び安全対策について (転倒防止策、損害保険加入有無等)		
テーマ③ メンテナンス体制について (掲載情報更新の取扱い、保守管理及び緊急時の対応等)		
テーマ④ 上記①から③以外で、独自のノウハウや業務提案等特筆すべき考え方について		
4. 広告料見積書	広告料の多寡	30

合 計	100
-----	-----

## 7 審査委員会

企画提案書の審査は次の委員による審査委員会で行います。

### (1) 審査委員名簿

- ・ 洲本市企画情報部長
- ・ 洲本市総務部長
- ・ 洲本市企画情報部秘書広報課長
- ・ 洲本市総務部総務課長

## 8 事務局

〒656-8686

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市総務部総務課総務係

電 話：0799-22-7067（直通）

F A X：0799-24-1722

E-mail：[soumu@city.sumoto.hyogo.jp](mailto:soumu@city.sumoto.hyogo.jp)

U R L <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>

## 9 参加手続等

### (1) 実施要領等各種関係書類の配布

- 1) 各種関係書類（実施要領、様式集など）は、市のホームページにて公表しますので、適宜ダウンロードしてください。

（洲本市ホームページ U R L <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>）

### 2) 配布期間

平成28年12月5日（月）から平成28年12月12日（月）まで

### (2) 参加表明書の提出

企画提案書の提出を希望する者は、下記により「参加表明書」等（様式第1号）～（様式第7号）を提出してください。

- ①提出期限 平成28年12月12日（月）正午
- ②提出場所 上記8に同じ
- ③提出部数 各書類 正本1部 副本1部（A4サイズに統一して提出すること。）
- ④提出方法 持参のみ（郵送は認めません。）
- ⑤提出書類 別紙1「参加表明書提出時提出書類一覧」を参照

### (3) 参加者への指名

参加表明書が提出され、本要領4（1）に掲げる参加資格要件を満たすことが確認されたすべてのものに対して、平成28年12月中旬に書面により、その旨を通知するとともに、（5）に定める内容の企画提案書の提出を要請します。また、指名されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

### (4) 非指名の説明及び回答

- 1) 非指名理由の説明

上記(3)のうち、指名されなかった者は、次に定めるところにより、非指名理由について説明を求めることができます。

- ①提出期限 平成28年12月22日(木)午後5時15分
- ②提出場所 上記8に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。)
- ④提出様式 様式自由、ただし日本工業規格A4(以下「A4」という。)縦型とします。

## 2) 非指名理由の回答

回答は、平成28年12月26日(月)までに書面により行います。

## (5) 企画提案書等の提出等

### 1) 企画提案書の作成

企画提案書は、別紙「洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務特記仕様書」(以下「仕様書」という。)の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出してください。なお、様式について、特に指定のない場合は任意様式にて、経費見積書については、記名・押印のうえ、それぞれ提出してください。

#### ①業務実施体制(様式第9号)

どのような体制(組織・チーム等)で本業務を実施するかについて配置予定技術者を含めて記載してください。

#### ②配置予定技術者の経歴調書(様式第10号)

配置予定技術者の業務実績を最大2件(最低1件)簡潔に記載してください。

#### ③実施方針(様式第11号)

次の4つのテーマを主眼として実施方針を提案してください。なお、文書を補完するためのイラスト、イメージ図、図画等を使用してもよいものとします。

テーマ① 案内板の仕様について(構造、デザイン、掲載情報案、電源投入方法、電力使用量等の明示。周辺案内地図、庁舎内案内図、広告板等のそれぞれの寸法が分かるものであること。)

テーマ② 業務全体のスケジュール、設置方法及び安全対策について(転倒防止策、損害保険加入有無等)

テーマ③ メンテナンス体制について(掲載情報更新の取扱い、保守管理及び緊急時の対応等)

テーマ④ 上記①から③以外で、独自のノウハウや業務提案等特筆すべき考え方について

#### ④広告料見積書(様式第12号)

見積もりについては、仕様書に基づき記載してください。

なお、随意契約の見積書徴収相手となった場合、この見積書に記載する金額を下限額とします。

⑤上記①から④以外の書類については、別紙2「企画提案書提出時提出図書一覧」を参照してください。

### 2) 見積書提出の際の注意事項

①見積金額は、年間(12か月)の金額とし、消費税及び地方消費税を含まない金額を見積書に記載してください。

②案内板の設置面積に応じた行政財産使用料及び電気使用料は、見積りに含みません。

③経費見積書に記載された見積金額が訂正されていないこと。誤字、脱字、鉛筆書き等のことはなく、内容が分明であること。金額はアラビア数字を用いて記載すること。

### 3) 企画提案書の提出

企画提案書の提出を求められた参加者（以下「企画提案書提出者」という。）は次のとおり、「企画提案書」等（様式第8号）～（様式第11号）、（様式第12号）を提出してください。なお、提出書類は返却しません。

- ①提出期限 平成28年12月27日（火）正午まで  
ただし、市の休日を除き、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、提出期限の日は正午までとします。
- ②提出場所 上記8に同じ
- ③提出部数 各7部
- ④提出方法 持参のみ（郵送等は認めません。）
- ⑤提出書類 別紙2「企画提案書提出時提出書類一覧」を参照
- ⑥①の提出期限までに企画提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

### (6) 質問書の提出期限、提出場所、提出書式、提出方法及び回答期限

企画提案書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- 1) 提出期限 平成28年12月21日（水）午後5時15分まで
- 2) 提出場所 洲本市総務部総務課（Email:soumu@city.sumoto.hyogo.jp）
- 3) 提出書式 様式自由、ただし日本工業規格A4（以下「A4」という。）縦型とします。
- 4) 提出方法 電子メールにより行っていただきます。持参、口頭又はFaxによる質疑は受け付けません。なお、必ず、電話で着信を確認してください。  
提出いただいた質問書の主旨をお聞きする場合がありますので、本市からの連絡が必ずとれるよう配慮してください。
- 5) 回答期限 平成28年12月22日（木）午後5時15分まで

### (7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

次により企画提案書に係るにプレゼンテーションを行うものとします。また、同時にヒアリングを実施します。

プレゼンテーションに使用する資料は企画提案書とし、内容の変更や追加は認めません。ただし、パワーポイント等の使用のため、編集を行うことは可とします。

また、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

- ①実施日 平成29年1月上旬（予定）
- ②実施場所 洲本市役所本庁舎会議室
- ③出席者 1事業者 3名まで
- ④実施内容 1事業者あたり30分程度を予定  
（企画提案書の説明：20分程度 質疑応答：10分程度）
- ⑤提案順位 ヒアリングの実施順位は、企画提案書を受け付けた順番とします。

### (8) 選考結果の通知

選考結果については、書面にて通知します。

なお、選考結果についての疑義は受け付けません。

## 10 契約の方法等

上記9により特定された者（最優秀提案者）の決定後、速やかに提案書を基に詳細を協議し、改めて見積書の提出を求め、契約を締結します。なお、この協議が不調となったときは、審

査により順位付けられた上位の者から順に、協議を行うものとします。

## 11 失格事由

次の条件の一つに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (4) 参加表明書等作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (6) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (7) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (8) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (9) その他本実施要領に違反すると認められた場合。

## 12 その他留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、失格とするとともに指名停止措置を行うことがあります。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な範囲で、複製を作成することがあります。
- (5) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 提出された参加表明書及び特定した企画提案書は返却しません。特定しなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却します。
- (7) 提出図書の著作権は、洲本市に帰属することとします。ただし、洲本市と契約を締結しなかった参加者が提出した図書の著作権については、提出者に帰属するものとします。
- (8) 提出された企画提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがあります。
- (9) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできません。

参加表明書提出時提出図書一覧（別紙1）

提出図書等	部数
①企画提案競技参加表明書（様式第1号）	正1部、副1部
②洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務企画提案競技参加資格申請書（様式第2号）	正1部、副1部
③委任状（様式第3号）	正1部、副1部
④使用印鑑届（様式第4号）	正1部、副1部
⑤印鑑証明書	正1部、副1部
⑥納税証明書	正1部、副1部
<p>○国税＝その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明</p> <p>○地方税＝法人市民税と固定資産税（最新のもので年度額が感応しているもの）</p> <p>※1 地方税については、本店又は委任を受けた支店等の営業所が洲本市にある場合のみ</p> <p>※2 写し可（A4サイズ）</p> <p>※3 最新の納税証明書で納期が未到来の場合は、納期到来分の未納の無い証明でも可。</p>	
⑦事業所概要（様式第5号）	正1部、副1部
⑧同種業務実績（様式第6号）	正1部、副1部
○主な実績を最低2件（最大3件）記載してください。	
⑨財務諸表	正1部、副1部
○貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）及びキャッシュフロー計算書（それぞれ直前決算時のもの）	
⑩法人登記の履歴事項全部証明書	正1部、副1部
⑪誓約書（洲本市暴力団排除条例関係）（様式第7号）	正1部、副1部

※ 上記①から⑪までの図書を1セットとし、正1部及び副1部として調製してください。  
また、インデックス等により見やすいよう調整してください。



企画提案書提出時提出図書一覧（別紙 2）

提出図書等	部数
①企画提案書（様式第 8 号）	正 1 部、副 7 部
②事業所概要（参加表明書添付資料再添付）	副 8 部
③同種業務実績（参加表明書添付資料再添付）	副 8 部
④財務諸表（参加表明書添付資料再添付）	副 8 部
⑤業務実施体制（様式第 9 号）	正 1 部、副 7 部
⑥配置予定技術者の経歴調書（様式第 10 号）	正 1 部、副 7 部
⑦実施方針（様式第 11 号）	正 1 部、副 7 部
⑧業務工程表（自由様式）	正 1 部、副 7 部
⑨貸付料（広告分）見積書（様式第 12 号）	正 1 部、副 7 部

※ 上記①から⑨までの図書を 1 セットとし、正 1 部及び副 7 部として調製してください。  
また、インデックス等により見やすいよう調整してください。